

## 福岡県公民館連合会マスコットキャラクター使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡県公民館連合会のマスコットキャラクターである「コーミン」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領におけるキャラクターとは、別紙に掲げるものをいう。

### (設定)

第3条 この要領におけるキャラクターの設定は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公民館がカフェのようにくつろげる場であるように、コーヒーカップをイメージしている。
- (2) 手にかかる虹には全ての人に集ってほしいという願いが込められている。

### (使用承認申請等)

第4条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめ福岡県公民館連合会マスコットキャラクター使用申請書(様式第1号)を福岡県公民館連合会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、福岡県公民館連合会の趣旨に沿って、別紙に掲げるキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 福岡県内の公民館、コミュニティセンター、その他社会教育施設、地方公共団体(教育委員会を含む。)、学校及び各種学校が使用する場合。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合。

2 会長は、前項の規定による使用の申請があった場合において、その内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。

- (1) 福岡県公民館連合会の趣旨に反すると認められる場合。
- (2) 福岡県公民館連合会の信用または品位を害すると認められる場合。
- (3) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教上の活動に関すると認められる場合。
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。)の趣旨に反し暴力団を利することとなると認められる場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められる場合。
- (7) 営業または販売物に使用する場合。ただし、県内の公民館活動の推進につながると会長が認める場合を除く。
- (8) その他、会長が不適切であると判断した場合。

3 第1項の承認は、福岡県公民館連合会マスコットキャラクター使用承認通知書(様式第2号)をもって通知する。

### (使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 承認された用途のみに使用し、会長が付した条件・指示に従うこと。

(見本品の提出)

第7条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者は、当該承認に係る見本品等を速やかに会長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、福岡県公民館連合会マスコットキャラクター使用承認変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、第6条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第9条 会長は、キャラクターの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、福岡県公民館連合会マスコットキャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)をもって通知する。
- 3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、福岡県公民館連合会はその責めを負わない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、福岡県公民館連合会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、福岡県公民館連合会事務局が行う。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年9月2日から施行する。